

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）	1
○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）	24
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	36
○ 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）	57
○ 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（第五条関係）	58
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第六条関係）	59
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第七条関係）	61
○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第八条関係）	73
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条関係）	74
○ 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）（第十条関係）	94
○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第十二条関係）	95
○ 関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）	96
○ 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）（第十三条関係）	97

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
第一章～第八章（省略）	第一章～第八章 同上	
第九章 犯則事件の調査及び処分（第九十五条～第一百四条）	第九章 犯則事件の調査及び処分（第九十五条～第一百二十三条）	
附則	附則	
（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）	（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）	
第二条 法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるもの（二リットル未満の容器入りにしたもの）を除く。）とする。	第二条 法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	
一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。）別表第二二〇八・二〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの	一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。）別表第二二〇八・二〇号の一に掲げる物品	
二 定率法別表第二二〇八・三〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの	二 定率法別表第二二〇八・三〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたもの）を除く。）	
三 定率法別表第二二〇八・四〇号に掲げる物品	三 定率法別表第二二〇八・四〇号に掲げる物品（二リットル未満の容器入りにしたもの）を除く。）	
四 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（一）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの	四 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（一）のAに掲げる物品	
五 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの	五 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたもの）を除く。）	
2 法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げ	2 法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げ	

る物品とする。

一 (省略)

二 定率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一

〇・二〇号の一の四のAの(b)に掲げる物品

3・4 (省略)

5 法第四条第一項第六号に規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 (省略)

二 無償で貸与されることその他の事由により、名宛人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分（以下この章において「所属区分」という。）を判断することが困難であると認められる郵便物（前号に掲げるものを除く。）

（申告の特例を適用しない貨物）

第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等とする。

（外国貿易機の入港手続）

第十三条 法第十五条第九項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるや

る物品とする。

一 同上

二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる物品

3・4 同上

5 同上

一 同上

二 無償で貸与されることその他の事由により、名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分（以下この章において「所属区分」という。）を判断することが困難であると認められる郵便物（前号に掲げるものを除く。）

（申告の特例を適用しない貨物）

第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等とする。

（外国貿易機の入港手続）

第十三条 法第十五条第十項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるや

むを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 (省 略)

二 旅客又は乗組員に関する事項 直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時

3 法第十五条第九項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証の番号（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項

二・三 (省 略)

4 法第十五条第十一項に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

むを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第十項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 同 上

二 旅客又は乗組員に関する事項 その税関空港に入港する九十分前

3 法第十五条第十項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号

二・三 同 上

4 法第十五条第十二項に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

法第十五条第十二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者（法第十五条第十二項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

## 二 （省略）

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十二項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

## 四 （省略）

6 法第十五条第十三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条第十二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

### （積荷に関する事項の報告の求め）

第十三条の二 法第十五条の二第一項（積荷に関する事項の報告）の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十五条第一項又は第七項から第九項まで（入港手続）の規定による報告に係る積荷（以下この項において単に「積荷」とい

法第十五条第十三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者（法第十五条第十三項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

## 二 同上

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十三項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

## 四 同上

6 法第十五条第十四項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条第十三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

### （積荷に関する事項の報告の求め）

第十三条の二 同上

### （積荷に関する事項の報告の求め）

一 法第十五条第一項、第七項、第八項又は第十項（入港手続）の規定による報告に係る積荷（以下この項において単に「積荷」とい

う。) の仕出地及び仕向地

二・三（省略）

法第十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項から第九項までの規定による報告に係る積荷の荷受人とする。

## (特殊船舶等の入港手続)

第十四条（省略）

法第十五条の三第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時までに行わなければならぬ。ただし、航空運送事業者の別その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

9 法第十五条の三第五項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一·二 (省略)

（外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 (省略)

外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税

二・三 同 上

## （特殊船舶等の入港手続）

第十四条 同上

3 法第十五条の三第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離その他事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

9 法第十五条の三第五項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならぬ。

一一同上

### （外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 同上

3 外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税

及び特別とん税の額があるときは、その額が納付済であることを証する書類又はとん税法第九条第一項（担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に提示しなければならない。

4 法第十七条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲

げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

5 法第十七条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

及び特別とん税の額があるときは、その額が納付済であることを証する書類又はとん税法第九条第一項（担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に呈示しなければならない。

(特殊船舶等の出港届の記載事項等)

第十六条の二 法第十七条の二第一項前段（特殊船舶等の出港手続）

に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

法第十七条の二第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3 法第十七条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他の財務省令で定める事項
二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他の財務省令で定める事項
三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他の財務省令で定める事項
四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項
4 法第十七条の二第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時
(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

第十六条の三 (省 略)
2 5 (省 略)
(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十六条の三 同 上
(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 法第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。

一五 (省略)

六 当該不開港において貨物の積卸しをしようとするときは、その貨物に関するイ又はロに掲げるものの区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ (省略)

ロ 航空機 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証の番号（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外國貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用する貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申請書（同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）の提出は、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 同上

一五 同上

六 同上

イ 同上

ロ 航空機 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号

情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

3 | 4 | 3 |  
(省 略)

5 | 法第二十条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一・二 (省 略)

(特殊船舶等の不開港への入出港手続)

第十八条の二 (省 略)

2 | 2 (省 略)

3 | 法第二十条の二第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、航空運送事業者の別その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 | 4 (省 略)

8 | 法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

1 | 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日  
、旅券の番号、出発地及び最終目的地

4 | 3 | 2 |  
同 同 上

法第二十条第四項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一・二 同 上

(特殊船舶等の不開港への入港手続)

第十八条の二 同 上

2 | 2 同 上

3 | 法第二十条の二第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする不開港との距離その他的事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 | 4 (省 略)

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名	9 法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地	10 法第二十条の二第五項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。
二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号	11 法第二十条の二第六項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。
一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第二十条の二第五項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時	9 法第二十条の二第四項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。
二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第二十条の二第五項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時	8 法第二十条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。
（船舶等の資格の変更の届出）	一 ～四（省略）
（船舶等の資格の変更の届出）	一 ～四 同上
（船舶等の資格の変更の届出）	二 ～四（省略）
（船舶等の資格の変更の届出）	二 ～四 同上
第二十三条 法第二十五条各項（船舶又は航空機の資格の変更）の規定による届出は、資格の変更をしようとする船舶又は航空機の名称又は	二 ～四 同上

又は登録記号、国籍、純トン数又は自重及び資格の変更を必要とする事由を記載した書面でしなければならない。

2 (省略)

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 法第三十条第一項第三号(外国貨物を置く場所の制限)

に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 法第百十九条第一項(質問、検査又は領置等)の規定により領置され、又は法第二百二十二条第一項若しくは第三項(臨検、捜索又は差押え等)、法第二百二十二条第一項若しくは第二項(通信事務を取り扱う者に対する差押え)若しくは法第二百二十四条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)の規定により差し押さえられた物件

二(八) (省略)

(技術的読み替え等)

第四十四条の二 法第五十五条(許可の承継についての規定の準用)において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定		読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場	当該承認取得者の保 税蔵置場	第五十条第一項の承 認をした税関長
第四十七条第一項第 二	税関長	第五十条第一項の承 認をした税関長	当該

登録記号、国籍、純トン数又は自重及び資格の変更を必要とする事由を記載した書面でしなければならない。

2 同上

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 同上

一 法第百十九条第一項(質問、検査又は領置等)の規定により領置され、又は法第二百二十二条第一項若しくは第二項(臨検、捜索又は差押え)、法第二百二十二条第一項若しくは第三項(郵便物等の差押え)若しくは法第二百二十三条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)の規定により差し押さえられた物件

二(八) 同上

(技術的読み替え等)

第四十四条の二 法第五十五条(許可の承継についての規定の準用)において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定		読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
第四十八条の二第四項	当該保税蔵置場	当該承認取得者の保 税蔵置場	第五十条第一項の承 認をした税関長
第四十七条第一項第 二	税関長	第五十条第一項の承 認をした税関長	当該

一号又は第三号（許可の失効）の規定に

かかわらず、当該

（省略）	（省略）	（省略）	当該許可
			同条第一項の承認

2 （省略）

（技術的読替え等）

第五十一条 法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定を準用する場合におけるこれららの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (省略)	読み替えられる字句 (省略)	読み替える字句 (省略)
-------------------	-------------------	-----------------

2 第四十三条の二の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条の二の規定による届出について、第四十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の二第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四条の二第二項の規定は法第六十二条において

一号又は第三号（許可の失効）の規定に

かかわらず、当該

同上	同上	同上	当該許可
			同項の承認

2 同上

（技術的読替え等）

第五十一条 法第六十二条の規定において法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

同上

2 第四十三条の二の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条の二の規定による届出について、第四十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の二第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四条の二第二項の規定は法第六十二条において

において準用する法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条の二第二号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第三号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と、第四十四条の二第一項の表第四十八条の二第一項の項中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十二条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同表第四十八条の二第二項の項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十二条の五第一項」と、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「第五十二条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十二条各号」と、同表第四十八条の二第四項の項中「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と、同条第二項中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」とあるのは「法第五十条第一項」と、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と読み替えるものとする。

（承認を受けた者の保税工場」と読み替えるものとする。

（保税運送の承認を受けることを要しない区間）

第五十五条の三 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織によつて行われている保税地域相互間とする。

（保税運送の承認を受けることを要しない区間）  
第五十五条の三 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によつて行われている保税地域相互間とする。

### 第三款 専門委員

#### 第六十二条の三十三（省略）

（輸入を許可された貨物とみなすもの）

第六十四条の二 法第七十四条（輸入を許可された貨物とみなすもの）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 法第六十一条第五項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、法第九十七条第三項（警察官等の通報）又は法第一百三十四条第四項（領置物件等の還付等）の規定により関税が徴収された貨物  
二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定により還付された貨物で第八十六条の三に規定する者が返還を受けたもの又は法第一百三十四条第一項（領置物件又は差押物件の返還）の規定により還付された貨物で同条第四項の規定の適用を受けない者

### 第三款 同上

（専門委員）

#### 第六十二条の三十三 同上

（輸入を許可された貨物とみなすもの）

#### 第六十四条の二 同上

一 法第六十一条第五項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、法第九十七条第三項（警察官等の通報）又は法第一百三十四条第四項（領置物件又は差押物件の返還等）の規定により関税が徴収された貨物

二 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定により還付された貨物で第八十六条の三に規定する者が返還を受けたもの又は法第一百三十四条第一項（領置物件又は差押物件の返還）の規定により還付された貨物で同条第四項の規定の適用を受けない者

<p>三 (省 略)</p> <p>四 国税通則法第百五十七条第一項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）の規定により納付された貨物</p>	<p>三 同 上</p> <p>四 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条（通告処分）の規定により納付された貨物</p>
<p>第六節 外国貨物の積戻し</p>	<p>第六節 同 上</p>
<p>第六十五条 (省 略)</p>	<p>第七章 同 上</p>
<p>第七章 外国貨物の積戻しの手続</p>	<p>第七章 同 上</p>
<p>第八十二条 (省 略)</p>	<p>第九章 同 上</p>
<p>第九章 犯則事件の調査及び処分</p>	<p>(領置物件等の封印等)</p>
<p>第九十五条 税関職員は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第二百二十二条第一項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。</p>	<p>(審議会等で政令で定めるもの)</p>
<p>(臨検等に係る許可状請求書の記載事項)</p>	<p>(調書の記載事項)</p>
<p>第九十六条 法第二百二十二条第四項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する許可状（以下この条において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p>	<p>第九十五条 法第二百三十一条（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押の事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領を記載しなければならない。</p>

一	犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）
二	罪名及び犯則事実の要旨
三	臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者
四	請求者の官職氏名
五	許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
六	法第百二十二条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
七	日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由
二	参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。
3	郵便物、信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。）又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から發し、又は犯則嫌疑者に對して發したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（領置目録等の記載事項）

第九十七条 法第百三十二条（領置目録等の作成等）の規定により作

（領置目録又は差押目録の記載事項）

第九十六条 法第百三十二条（領置目録又は差押目録）の規定により

成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録には、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

#### (領置物件又は差押物件の保管)

第九十七条 税関職員は、物件の領置又は差押をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置又は差押をしたことを明らかにしなければならない。

2 税関職員は、領置物件又は差押物件を法第百三十三条第一項(領置物件又は差押物件の処置)の規定によりその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置又は差押の際ににおけるこれらの物件の所持者に通知しなければならない。

#### (収容された貨物の公売等についての規定の準用)

#### 第九十八条

第九十八条 税関職員は、法第百三十三条第一項(領置物件等の処置)の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際ににおける当該物件の所持者に通知しなければならない。

2 第七十二条から第七十八条までの規定は、領置物件又は差押物件(次項及び第百三条において「領置物件等」という。)を法第百三十三条第二項(領置物件又は差押物件の処置)の規定により公売に付し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第三項(収容貨物の公売又は売却等)の規定により随意契約により売却する場合について準用する。この場合において、第七十二条から第七十八条までの規定は、領置物件又は差押物件を法第百三十三条第二項(領置物件又は差押物件の処置)の規定により公売に付し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第三項(収容貨物の随意契約による売却)の規定により随意契約により売却する場合について準用する。この場合において、第七十二条第二項ただし書中「法第八十四条第二項の規定に該当し、若しくは不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認められる」とあるのは、「その性質上急速に売却することを

作成する領置目録又は差押目録には、領置又は差押をした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の住所又は居所及び氏名を記載しなければならない。

に売却することを要する」と読み替えるものとする。

3 税関長は、法第百三十三条第二項の規定により代金を保管し、又

は同条第三項において準用する法第八十四条第五項の規定により廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合において、これらの者が知りていないとときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。

(還付の公告)

第九十九条 法第百三十四条第二項（領置物件等の還付等）の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 法第百三十四条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件（以下この条において「還付物件」という。）を還付することができない旨
- 二 還付物件の品名及び数量
- 三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所
- 四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所
- 五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨

(代金の保管又は廃棄の通知)

第九十九条 税関長は、法第百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の処置）の規定により代金を保管し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第五項（収容貨物の廃棄）の規定により領置物件若しくは差押物件を廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る物件の知っている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合において、これらの者が知りていないとときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。

(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第一百条 法第百三十六条第四項（鑑定等の嘱託）に規定する許可状（第六号において「許可状」という。）の請求は、次に掲げる事項を

(返還の公告)

第一百条 法第百三十四条第二項（領置物件又は差押物件の返還の公告）の規定による公告には、領置物件又は差押物件の品名及び数量、

要する」と読み替えるものとする。

記載した書面でしなければならない。

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 一 | 犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）            |
| 二 | 罪名及び犯則事実の要旨                     |
| 三 | 破壊すべき物件                         |
| 四 | 鑑定人の氏名及び職業                      |
| 五 | 請求者の官職氏名                        |
| 六 | 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由 |

（調書の記載事項）

第一百一条 法第百四十一條各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

（通告の方法等）

第一百二条 法第百四十六条第一項（税関長の通告処分等）の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定める財務省令で定めるものにより法第百四十六条第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならぬ。

領置又は差押の年月日及び場所、これらの物件の所持者の住所又は居所及び氏名並びに公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときはこれらの物件は国庫に帰属する旨を記載しなければならない。

（通告の方法）

第一百一条 法第百三十八条第一項（税関長の通告処分）の規定による通告は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定めるものにより通告書を送達して、しなければならない。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならぬ。

2 前項の書面には、法第一百四十六条第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第一百四十六条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第一百四十六条第一項に規定する没収に該当する物件が、税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

（犯則の心証を得ない場合の保管した金銭の還付）

第一百三条 税関長は、法第一百四十九条（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第一百三十三条第二項（領置物件等の処置）の規定により保管した金銭があるときは、これを領置又は差押えの際ににおける領置物件等の所持者に還付しなければならない。

（書類の作成要領）

第一百四条 犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第一百二十二条第一項）

2 前項の通告書には、法第一百三十八条第一項に規定する事項の外、通告を受けるべき者の住所又は居所及び氏名又は名称、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

（物件の納付の方法）

第一百二条 法第一百三十八条第一項（税関長の通告処分）に規定する没収に該当する物件が税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

（書類の作成の方法）

第一百三条 犯則事件の調査及び処分についての書類（法第一百二十二条第一項）

京 (省 略)	三 (省 略)	都 道 府 県
都	重	
宮 (省 略)	津 (省 略)	港 名
津		

## 別表第一（第一条關係）

の謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるよう字を残さなければならない。

一項若しくは第三項（臨検、搜索又は差押え等）、法第二百二十二条第一項若しくは第二項（通信事務を取り扱う者に對する差押え）又は法第二百三十六条第四項（鑑定等の嘱託）の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

			別表第二（第一條關係）
府 県	都 道	沖	都 道 府 県
開 港 名		繩	
港		那	同 上
域			空 港 名
		霸	

同 京 三 上	三 同 上	都 道 府 縍
都 重	重	

  

同 宮 尾 上	津 同 上	港 名
津 鷺		

## 別表第一（第一条關係）

作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。  
犯則事件の調査及び処分についての書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるよう字を残さなければならない。

第一項若しくは第二項（臨検、捜索又は差押え）、法第百一十二条の第一項若しくは第二項（郵便物等の差押え）又は法第百三十二条の二第四項（鑑定の嘱託）の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることがで  
きる。

(省略)	兵庫	秋田	
(省略)	姫路	船秋川田	
(省略)	(省略)	(省略)	

同上	兵庫	三重		秋田
同上	姫路	尾鷲		船秋川田
同上	同上	及び陸岸に囲まれた海面	港則法施行令に規定する尾鷲港の港域のうち、猪の鼻から佐波留島島頂まで引いた線、同島頂から二百六十度に引いた線	同上

（傍線の部分は改正部分）

		改	正	案	
第五条の四 法第十二条第二項（生活関連物資の減税又は免税）に規	目次				
第五条の四 法第十二条第二項（主要食糧の減税又は免税の規定の豚	第一章～第十二章の二（省略）	第一章～第十二章の二 同上	第一章～第十二章の二 同上	現行	
	第十三章 雜則（第六十一条～第七十七条）	第十三章 雜則（第六十二条～第七十四条）	第十三章 雜則（第六十二条～第七十四条）		
附則	附則	附則	附則		
	（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）	（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）	（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）		
第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。		
一（省略）	一 同上	一 同上	一 同上		
二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次章を除き、以下同じ。）が十万円以下であるものを除く。	二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。	二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。	二 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量の貨物。ただし、当該貨物の課税価格（数量を課税標準とする貨物にあつては、法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において同じ。）が十万円以下であるものを除く。		
三（省略）	三 同上	三 同上	三 同上		
第三章の二 生活関連物資の減税又は免税	第三章の二 同上	第三章の二 同上	第三章の二 同上		
（豚肉の規格の指定）					

定する政令で定める規格の豚肉は、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する指定食肉のうち豚半丸枝肉とする。

（製造工場の承認申請手続等）

第五十三条 法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免稅又は戻し税等）に規定する製造工場の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一・二（省略）

三 当該製造工場において使用しようとする原料品で法第十九条第一項の規定による関税の払戻しを受けようとするものの品名（税関長が必要と認めて指定する輸入原料品については、その銘柄を含む。）、使用見込数量及びその入手経路

四（省略）

2 前項の製造工場が保税工場である場合には、同項の申請書にはその旨並びに保税作業（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五十四条の二第一項及び第七十三条において同じ。）に使用している外国貨物である原料品及び当該原料品を使用して製造する製品の品名を付記しなければならない。

3・4（省略）

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）

第五十六条 法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）に入れたときは、その

肉についての準用）に規定する政令で定める規格の豚肉は、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する指定食肉のうち豚半丸枝肉とする。

（製造工場の承認申請手続等）

第五十三条 法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係るもどし税）に規定する製造工場の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一・二 同上

三 当該製造工場において使用しようとする原料品で法第十九条第一項の規定による関税の払いもどしを受けようとするものの品名（税関長が必要と認めて指定する輸入原料品については、その銘柄を含む。）、使用見込数量及びその入手経路

四 同上

2 前項の製造工場が保税工場である場合には、同項の申請書にはその旨並びに保税作業に使用している外国貨物である原料品及び当該原料品を使用して製造する製品の品名を付記しなければならない。

3・4 同上

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）

第五十六条 法第二十条第一項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定により関税の払戻しを受けようとする者は、同項の規定により貨物を保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）に入れたときは、その旨をそ

旨をその保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該例申告書の提出があつたことを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をする税関長に提出しなければならない。

## 2・3 (省略)

(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続)

### 第五十六条の二 (省略)

2 特定輸出者（関税法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者をいう。）、特定委託輸出者（同項第二号に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十六条の三 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、法第二十条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項の規定に該当する輸出をした貨物又は同条

の保税地域の所在地を所轄する税関長に届け出るとともに、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の事由を記載した申請書に当該貨物が法第二十条第一項第一号から第三号までに該当するものであることを証する書類及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をする税関長に提出しなければならない。

## 2・3 同上

(保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続)

### 第五十六条の二 同上

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)

第五十六条の三 第五十五条第二項及び第五十六条の規定は、法第二十条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項の規定に該当する輸出をした貨物又は同条

「第二項」と、「納付した」とあるのは「その納付すべき期限が延長された」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「この条及び次条第一項」とあるのは「この条」と、「証する書類又は決定通知書若知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項の」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項の」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「同条第三項中「当該廃棄した」とあるのは「その延長された期限内に、当該廃棄した」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、「納付した関税の全額」とあるのは「課さ

第二項」と、「納付した」とあるのは「その納付すべき期限が延長された」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書」とあるのは「証する書類」と、「と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十六条の四 第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定は法第二十条第四項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定を適用する場合について、第五十五条第二項並びに第五十六条第二項及び第三項の規定は法第二十条第五項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五十五条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「納付した関税の全額（附帯税の額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、同条第二項中「同項」とあるのは「法第二十条第五項」と、「納付した関税の全額」とあるのは「課さ

れるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「この条及び次条第一項」とあるのは「この条」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に））と、同条第二項中「同項の」とあるのは「法第二十条第五項の」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）

第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一八（省略）

れるべき関税の全額」と、第五十六条第一項中「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「をする税関長に」とあるのは「をする税関長に（当該輸出申告をする税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該輸出申告をする税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と、「同条第二項中「同項の」とあるのは「法第二十条第五項の」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「当該廃棄した」とあるのは「当該廃棄した貨物に係る特例申告書の提出期限内に、当該廃棄した」と、「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該承認をした税関長と当該廃棄した貨物の輸入を許可した税関長とが異なるときは、当該承認をした税関長を経由して当該輸入を許可した税関長に）」と読み替えるものとする。

（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定）

第五十七条 同上

一八 同上

九 法の別表第二七一〇・一九号の一の〔〕のAの(b)及び第二七一〇  
・二〇号の一の四のAの(b)に掲げる重油及び粗油

十一 (省略)

十二 法の別表第七六〇六・一二号の一及び第七六〇六・九二号の一に掲げるアルミニウムの板、シート及びストリップ（大型のコンテナ（第七十七条）で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）に限る。）

十三 (省略)

（軽減税率の適用についての手続）

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 当該貨物の用途及び使用場所（前条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

三 当該貨物（前条第七号から第十一号までに掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、

それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。  
一 当該貨物が前条第七号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

九 同上

十一 同上

十二 同上

（軽減税率の適用についての手続）

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 同上

二 その用途及び使用場所

三 当該貨物（前条第七号から第十号までに掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、当該貨物が前条第七号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるときはその旨を記載した農林水産大臣の証明書を当該書面に添付しなければならない。

二 当該貨物が前条第九号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の證明書

3 第一項の貨物の輸入申告は、当該貨物を使用する者（前条第九号に掲げる貨物にあつては、当該貨物を販売する者）の名をもつてしなければならない。

（帳簿の備付け）

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物（同条第九号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号、第十二号及び第十三号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一（省略）  
二 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三・四（省略）

五 当該貨物（第五十七条第七号から第十一号までに掲げるものを除く。）から製造した製品の品名及び数量（同条第十二号に掲げるるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量）

2 法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次条第二項において「輸入者等」という。）は、次の各号に掲

3 第一項の貨物の輸入申告は、当該貨物を使用する者の名をもつてしなければならない。

（帳簿の備付け）

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一 同上

二 その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三・四 同上

五 当該貨物（第五十七条第七号から第十号までに掲げるものを除く。）から製造した製品の品名及び数量（同条第十一号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量）

げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 当該貨物の販売者 受け入れた当該貨物の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告書の番号を含む。））並びにその置かれている場所並びに販売した当該貨物の販売年月日、販売先及びその業種並びにこれらの貨物の性状、数量及び価格
- 二 税関長が指定する使用者 受け入れた当該貨物の受入年月日、受入先、性状、数量、価格及びその置かれている場所

（使用状況の報告等）

第六十条 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第二項の第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた貨物（第五十七条第九号に掲げるものを除く。）の使用者に対し、当該貨物の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる。

2 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者等に対し、当該貨物についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

（製造用原料品に関する規定の準用）

第六十一条 第十条から第十一条の二まで（第十一条第一項ただし書きを除く。）の規定は、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた貨物（第五十七条第九号に掲げるものを除く。）について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは「法第二十条の二第二

（使用状況の報告）

第六十条 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第二項の軽減税率の適用を受けた貨物の使用者に対し、当該貨物の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる。

（製造用原料品に関する規定の準用）

第六十一条 第十条から第十一条の二までの規定は、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する軽減税率の適用を受けた貨物について準用する。

「二項」と、第十一条の二中「同項に」とあるのは「法第二十条の二第二項に」と、「同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる」とあるのは「当該軽減税率の適用を受けた」と、同条第五号中「譲渡しようとする先の製造工場」とあるのは「当該用途に供しようとする場所」と読み替えるものとする。

2 第十条及び第十一条（第一項ただし書を除く。）の規定は、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは、「法第二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

## 第十二章の二 関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用

### 第十二章の二 同 上

（減免税貨物の転用ができる場合の指定等）

第六十一条の二 法第二十条の三第一項（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）に規定する政令で定める場合は、同項に規定する貨物を同項に規定する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する時において、当該貨物をその新たな用途に供するため輸入するものとした場合に、その輸入につき減免税規定（同項に規定する減免税規定をいう。以下この条において同じ。）の適用を受けることができる。かつ、当該貨物が関税の免除を受けた貨物又は関税の軽減を受けた貨物のいずれであるかに応じ、当該減免税規定がそれと同一の割合の関税の軽減を内容とするもの又は当該軽減の割合と同一の割合の関税の軽減を内容とするものである場合とする。

2 (省略)

第六十一条の二 法第二十条の三第一項（関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用）に規定する政令で定める場合は、同項に規定する貨物を同項に規定する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する時において、当該貨物をその新たな用途に供するため輸入するものとした場合に、その輸入につき減免税規定（同項に規定する減免税規定をいう。以下同じ。）の適用を受けることができる。かつ、当該貨物が関税の免除を受けた貨物又は関税の軽減を受けた貨物のいずれであるかに応じ、当該減免税規定がそれと同一の割合の関税の軽減を内容とするもの又は当該軽減の割合と同一の割合の関税の軽減を内容とするものである場合とする。

2 同上

（児童福祉施設等の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）とする。

2 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設
- 二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設とする。
- 三 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する事業を目的とするものであつて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設

（児童福祉施設の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設とする。

四 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号（特例地域型保育給付費の支給）に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設

（たんぱく質変性防止剤に係る物品等の指定）

第七十条（省略）

（選別方法の指定）

第七十一条（省略）

（たんぱく質変性防止剤に係る物品等の指定）

第六十九条の二 同上

（選別方法の指定）

第七十条 同上

（試験方法の指定）

第七十一条 同上

（石油の分留性状の試験方法等の指定）  
第七十二条 法の別表第二七類の備考1の(a)から(c)までに規定する政令で定める分留性状の試験方法、同表第二七類の備考1の(c)に規定する政令で定める試験方法並びに同表第二七一〇・一二号の一の(一)のB及び第二七一〇・二〇号の一の(一)のBに規定する政令で定める分留性状の試験方法は、それぞれ工業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五号）第十七条（日本工業規格）に規定する日本工業規格（第七十五条から第七十七条までにおいて「日本工業規格」という。）に定める石油の分留性状の試験方法、石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とする。

（石油の分留性状の試験方法等の指定）

第七十二条 法の別表第二七類の備考1の(a)から(c)までに規定する政令で定める分留性状の試験方法、同表第二七類の備考1の(c)に規定する政令で定める試験方法並びに同表第二七一〇・一二号の一の(一)のB及び第二七一〇・二〇号の一の(一)のBに規定する政令で定める分留性状の試験方法は、それぞれ工業標準化法（昭和二十四年法律第一百八十五号）第十七条（日本工業規格）に規定する日本工業規格（第七十五条から第七十七条までにおいて「日本工業規格」という。）に定める石油の分留性状の試験方法、石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とする。

（石油製品の混合）

第七十三条 法の別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得た重油及び粗油は、保税作業により、本邦に到着した同表第二七一〇・一二号の一の(三)、第二七一〇・一九号の一の(二)及び第二七一〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得たものとする。

(試験方法の指定)

第七十四条 法の別表第三三〇一・二五号の一の(一)に規定する政令で定める試験方法は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十一条第一項(日本薬局方等)に規定する日本薬局方に定めるはつか油の定量法とする。

(シェニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するものの指定)

第七十五条 (省略)

(細幅織物のうち引張強さ及び難燃性を有するものの指定)

第七十六条 (省略)

(大型のコンテナの規格の指定)

第七十七条 (省略)

(シェニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するものの指定)

第七十三条 同上

(細幅織物のうち引張強さ及び難燃性を有するものの指定)

第七十三条の二 同上

(大型のコンテナの規格の指定)

第七十四条 同上

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第四条 （省略）	（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルの証明方法）	（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルの証明方法）
第五条 （省略）	（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）	（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）
第六条 （省略）	（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）	（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）
第五条 同上	（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）	（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）
第六条 （石油製品の混合）	（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）	（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）
第六条 法の別表第一第二七一〇・一九号の一の(3)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(4)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得られた重油又は粗油は、関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により、本邦に到着した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二七一〇・一二号の一の(3)、第二七一〇・一九号の一の(2)及び第二七一〇・二〇号の一の(3)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得られたものとする。	（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルの証明方法）	（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）及びエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルの証明方法）

#### (輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、関税法第一百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十九年度における当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十八年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに關税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成二十九年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

#### (輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第一百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十九年度における当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十七年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに關税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成二十九年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量（同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）

第九条第一項（輸入割当て）の規定による輸入割当て（第十六条において単に「輸入割当て」という。）の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

3 | 前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。この場合において、前項中「法の別表第一の六」とあるのは「同条第一項ただし書に規定する飼料用麦を含む法の別表第一の六の項」と、「同項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

4 | 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は、一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量（同表第一三項、第一四項、第四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）

第九条第一項の規定による輸入割当て（第十六条において単に「輸入割当て」という。）の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と読み替えるものとする。

2・3 (省略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)  
第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品

2・6 (省略)

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2・3 同上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)  
第二十条 同上

一 関税率表第三九二六・二〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品

2・6 同上

法第八条第一項第四号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

- 一 関税率表第三九・一六項、第三九・二一項、第三九二六・三〇号又は第三九二六・九〇号に掲げる物品
- 二 関税率表第四一・〇七項、第四一・一二項、第四一一三・一〇号又は第四一一三・二〇号に掲げる物品
- 三 関税率表第四二〇五・〇〇号の二に掲げる物品
- 四 関税率表第四九〇八・九〇号又は第四九一一・九九号に掲げる物品
- 五 関税率表第五四・〇一項、第五四・〇七項又は第五四・〇八項に掲げる物品
- 六 関税率表第五五・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品
- 七 関税率表第五六類に掲げる物品
- 八 関税率表第五八・〇六項、第五八・〇七項又は第五八・一〇項に掲げる物品
- 九 関税率表第五九・〇三項に掲げる物品
- 十 関税率表第六〇・〇一項又は第六〇・〇五項に掲げる物品
- 十一 関税率表第六三〇七・九〇号に掲げる物品
- 十二 関税率表第八三〇二・三〇号に掲げる物品
- 十三 関税率表第八七〇八・九九号に掲げる物品
- 十四 関税率表第九六・〇七項に掲げる物品
- 十五 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める加工又は組立ては次に掲げる行為とする。
- 一 原材料貨物をなめすこと。
- 二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること。

（加工又は組立てに係る製品の減税の額）

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」という。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税定率法第十四条第十号ただし書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、同項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一・二（省略）

（特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えるない物品等の指定）

第二十五条（省略）

（加工又は組立てに係る製品の減税の額）

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」という。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税定率法第十四条第十号ただし書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一・二 同上

（特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えるない物品等の指定）

第二十五条 同上

・○五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの（第七号に掲げるものを除く。）

一 別表第一の第六九号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

二 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、同

表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第〇

七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第〇九

一〇・一一号の二の〔のB又は第一二一一・九〇号の四の〔〕の

Cに掲げる物品、同表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（

あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外

のものに限る。）、同表第一六〇四・一一号に掲げる物品（気

密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一

五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物

品、同表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに

限る。）、同表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イクラ以外

のものに限る。）、同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五二

号の二に掲げる物品、同表第一六〇五・五五号の二又は第一六

〇五・五六号の二に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・五九号の一の〔に掲げる物品

、同号の二の〔に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）及び同表第二〇〇一・九〇号の二の〔に掲げる物品

のうちしようが

ロ 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項

、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八

一 別表第一の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品  
であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの  
イ・ロ (省略)

三 別表第一の第一〇三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二  
一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十九年三  
月三十一日までに輸入されるもの  
四 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品  
であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの  
イ・ロ 同上

・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四九項  
、第二九・〇三項、第二九・〇四項、第二九・三八項、第三六  
・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項  
、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九  
・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項  
から第四四・二一項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、  
第五一・〇七項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・  
〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、  
第六二・一三項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・  
〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇  
六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇二項、第  
六九・〇七項、第六九・一項、第六九・一二項、第七四・〇  
六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七九・〇七項、第  
八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一  
三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇六項、第  
九〇・〇三項、第九四・〇四項、第九五・〇三項、第九五・〇  
五項、第九五・〇七項、第九六・〇三項、第九六・〇八項又は  
第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び  
第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の  
三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）  
一

三 別表第一の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ (省略)

六 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ 同上

四 別表第一の第六七号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

・〇五項に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの（第六号に掲げるものを除く。）

五 別表第一の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、関税率表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、関税率表第〇九一〇・一一号の二の(2)のBに掲げる物品、関税率表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリン）を含む。）又はプラムの核及び仁以外のものに限る。）、

関税率表第一六〇四・一五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物品、関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イクラ以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五九号の一の(2)に掲げる物品、関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(5)に掲げる物品のうちしようが及び関税率表第二二〇六・〇〇号の二の(2)のBの(b)に掲げる物品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの以外のものに限る。）

ロ 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項

、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八

・三五項、第二八・三九項、第二八・四九項、第二九・二三項、  
・第二九・三八項、第三六・○四項、第三八・○一項、第三八  
・、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四〇  
・一〇項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一  
項まで、第四六・○一項、第四六・○二項、第五一・○七項、  
第五三・○六項、第五六・○七項、第五六・○九項、第五七・  
○二項、第五七・○三項、第五七・○五項、第五八・○六項、  
第五九・○三項、第六二・一三項、第六二・一五項から第六二  
・一七項まで、第六三・○一項から第六三・○七項まで、第六  
五・○五項、第六五・○六項、第六六・○一項、第六七・○二  
項、第六九・○二項、第六九・○七項、第六九・一一項、第六  
九・一二項、第七四・○六項、第七四・一一項、第七六・○七  
項、第七六・一〇項、第七九・○七項、第八一・○四項、第八  
一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八三・○一  
項、第八三・○二項、第八三・○四項、第八三・○六項、第八  
五・四五項、第九〇・○三項、第九四・○四項、第九五・○五  
項、第九五・○七項、第九六・○三項、第九六・○八項、第九  
六・一五項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第  
一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限  
り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされてい  
るもの）を除く。）

第十九条の二第二号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十  
一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において  
関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一  
の第一二三号、第一一九号、第六七号、第一三号、第九八号、第  
一〇四号、第一二号、第一〇九号又は第一三〇号に掲げる国を原  
産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第

るものと除く。）

第十九条の二第二号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において、関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二三号、第一一九号、第六七号、第一三号、第九八号、第一〇四号、第一二号、第一〇九号又は第一三〇号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第

第十九条の二第二号、第三号、第四号

第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一三号、第一〇一号、第一〇七号、第一二二号、第一一二号又は第一三三号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束

八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

七 (省略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第一九号、第二〇号、第二八号から第三一号まで、第三三号、第四一号、第四四号、第四六号から第四九号まで、第五四号、第五九号、第六〇号、第六五号、第六六号、第六九号から第七一号まで、第七四号、第七五号、第八六号から第八八号まで、第九一号、第九五号、第九六号、第九九号、第一〇一号、第一〇二号、第一〇五号、第一一六号から第一一八号まで、第一一二二号、第一二五号、第一二六号、第一三五号及び第一三七号から第一三九号までに掲げる国とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程（以下この号において「夜間課程」という。）を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒（夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。）、関税定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の

に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

八 同上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四二号、第四五号、第四七号から第五〇号まで、第五五号、第六〇号、第六一号、第六七号、第六八号、第七一号から第七三号まで、第七七号、第七八号、第八九号から第九一号まで、第九四号、第九八号、第九九号、第一〇二号、第一〇四号、第一〇五号、第一〇八号、第一一九号から第一二一号まで、第一二五号、第一二八号、第一二九号、第一三八号及び第一四〇号から第一四二号までに掲げる国とする。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同上

一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程（以下この号において「夜間課程」という。）を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒（夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。）若しくは幼稚園の児童、生徒（夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。）若しくは児童、関税定率法施行令第六十五条（児童福祉施設の指定）に規定する児童福祉施設の児童又は児童の

用に供するもの（次条第二項第一号において「学校等給食用のも  
の」という。）

給食の用に供するもの（次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。）

二 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)の(2)及び第〇四〇二・二一号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造に使用するもの

三十五 (省略)

2  
(省略)  
十六  
(省略)

## （軽減税率等の適用についての手続等）

第三十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一  
(省略)

二 当該物品の用途及び使用場所（前条第一項第一号及び第七号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号及び第七号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定期量並びにその製造の予定期間  
前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、  
それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。

一  
(省略)

2	十六	法の別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二一
同	十七	七一〇・二〇号の一の四)のAの(b)に掲げる重油及び粗油
上	同	上

（軽減税率等の適用についての手続等）

一  
同  
上

二 当該物品の用途及び使用場所（前条第一項第一号、第七号及び第十六号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）

一  
同  
上

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号、第七号及び第十六号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定期量並びにその製造の予定期間前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる証明書を当該書面に添付しなければならない。

それぞれ当該各号に掲げる証明書を当該書面に添付しなければならない。

- 47 -

## 二 (省略)

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者」と読み替えるものとする。」

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十六号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十号から第十六号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の

二 当該物品が前条第一項第十六号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の證明書

## 三 同上

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の

の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、夜間ににおいて授業を行う課程を置く高等学校若しくは特別支援学校、関税定率法施行令第六十五条规定（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設又は児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する保育の事業による保育を行う者（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項及び次項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これ掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

### 一〇三（省略）

（省略）

6 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料（同項第二号に掲げる物品にあつては第四十五条第三項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二（省略）

8 13

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する小学校、中学校、夜間ににおいて授業を行う課程を置く高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園又は関税定率法施行令第六十五条规定（児童福祉施設の指定）に規定する児童福祉施設若しくは児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を行う者（以下この項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品（以下この項及び次項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

### 一〇三 同 上

（省略）

6 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料（同項第二号に掲げる物品にあつては第四十五条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二 同 上

8 13

別表第一（第二十五条関係）	3   (省 略)	14   (省 略)	<p>14 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第十六号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次項において「輸入者等」という。）は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。））、性状、数量、価格並びに蔵置場</p> <p>二 販売者にあつては、販売した当該物品の販売年月日、販売先及びその業種、性状、数量、価格並びに蔵置されていた場所</p> <p>15 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者等に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができること</p>
別表第一（第二十五条関係）	2   同 上	16   同 上	<p>16   同 上</p> <p>（児童福祉施設等の指定）</p> <p>第四十五条 法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（）及び法の別表第一の三第一〇四〇二・一〇号の二の（）に規定する政令で定める児童福祉施設は、関税定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設とする。</p> <p>2   法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（）及び法の別表第一の三第一〇四〇二・一〇号の二の（）に規定する政令で定める施設は、関税定率法施行令第六十五条第二項に規定する施設とする。</p>



六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四五	四三	四二	四一	四〇	三九
ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セルビア	セネガル	赤道ギニア	セーシェル	スワジランド	スリランカ	スリナム	スードン	ジンバブエ	シリリア	ジヨージア	ジャマイカ	ジブチ	シェラレオネ	サントメ・プリンシペ	サモア	コンゴ民主共和国	コンゴ共和国	コロンビア	コモロ	コソボ	コスタリカ	コロナ
ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セルビア	セネガル	赤道ギニア	セーシェル	スワジランド	スリランカ	スリナム	スードン	ジンバブエ	シリリア	ジヨージア	ジャマイカ	ジブチ	シェラレオネ	サントメ・プリンシペ	サモア	コンゴ民主共和国	コンゴ共和国	コロンビア	コモロ	コソボ	コスタリカ	コロナ
ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セルビア	セネガル	赤道ギニア	セーシェル	スワジランド	スリランカ	スリナム	スードン	ジンバブエ	シリリア	ジヨージア	ジャマイカ	ジブチ	シェラレオネ	サントメ・プリンシペ	サモア	コンゴ民主共和国	コンゴ共和国	コロンビア	コモロ	コソボ	コスタリカ	コロナ
ソマリア	セントルシア	セントヘレナ及びその附属諸島地域	セントビンセント	セルビア	セネガル	赤道ギニア	セーシェル	スワジランド	スリランカ	スリナム	スードン	ジンバブエ	シリリア	ジヨージア	ジャマイカ	ジブチ	シェラレオネ	サントメ・プリンシペ	サモア	コンゴ民主共和国	コンゴ共和国	コロンビア	コモロ	コソボ	コスタリカ	コロナ

六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四五	四三	四二	四一	四〇
同	同	同	同	同	セントクリストファー・ネーヴィス	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	セントクリストファー・ネーヴィス	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	

九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	六九	六八	六七	六六
パブアニアヌアツ	パヌアマ	パキスタン	ハイチ	ネパール	ニカラグア	ニジエール	ナミビア	ナイジエリア	ナミビア	トランガ	トルコ	トルクメニスタン	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国	トルコ	トルコ	ツバル	トーゴ	チュニジア	中華人民共和国（香港）	中央アフリカ	タンザニア	タジキスタン	ソロモン	

（香港地域及びマカオ地域を除く。）

二〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三
ミクロネシア	マリー	マラウイ	マダガスカル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	マードニヤル	ホンジュラス	ボリビア	ボツワナ	ボスニア・ヘルツエゴビナ	ペル	ペリーズ	ベラルーシ	ベネズエラ	ベナン	ベトナム	米領サモア地域	ブルンジ	ブルキナファソ	ブータン	ブータン	フィリピン	フィリジー	東ティモール	バングラデシユ	パラオ	

二三	二三	二三	二〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		

一 四 〇	一 三 九	一 三 八	一 三 七	一 三 六	一 三 五	一 三 四	一 三 三	一 三 〇	一 三 九	一 三 八	一 三 七	一 三 六	一 三 五	一 三 四	一 三 三	一 三 二	一 三 一	一 三 〇	一 二 九	一 二 八	一 二 七	一 二 六	一 二 五	一 二 四	一 二 三	一 二 二	一 二 一
レ バ ノ ン	レ ソ ト	ル ワン ダ	リ ビ ア	リ ベ リ ア	ラ オ ス	ヨ ル ダ ン	川 西 岸 及 び ガ ザ	地 域	モ ン ト セ ラ ト	ヨ ル ダ ン	モ ン テ ネ グ ロ	モ ロ ッ コ	モ ル ド バ	モ ル デ イ ブ	モ ザ ン ビ ー ク	モ ー リ シ コ	モ ー リ タ ニ ア	ミ ヤ ン マ ー	南 ア フ リ カ 共 和 国								

## 別表第二（第二十六条関係）

一  
(省略)

二 関税率表第四二〇二・一一号、第四二〇二・一二号、第四二〇二・二一号から第四二〇二・二九号まで、第四二〇二・三一号、第四二〇二・三二号、第四二〇二・九一号、第四二〇二・九二号又は第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

三〇六

## 別表第一（第二十六条関係）

一  
同  
上

二 関税率表第四二〇一・一一号、第四二〇一・一二号、第四二〇二・二一号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・二九号、第四二〇二・三一号、第四二〇二・三二号、第四二〇二・九一号、第四二〇二・九二号又は第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

三六同上



○ 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（第四条関係）

(傍線の部分は改正部分)

		別表（第一条、第二条関係）			
		地 域	国 名	地 域	国 名
		（省 略）	中近東	（省 略）	中近東
アフリカ				イラク	
リビア	アルジェリア	シリア	イラク	アフガニスタン	
ソマリア	エチオピア	エチオピア	イラク		
ソーダン	サンクトメ・プリンシペ	サンクトメ・プリンシペ	イラク		
ソマリア			イラク		
リベリア	同上	同上	イラク		

  

		別表（第一条、第二条関係）			
		地 域	国 名		
		同上	中近東	地 域	国 名
アフリカ					
リベリア	同上	同上	アフガニスタン		

改 正 案	現 行
<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百四十六条第一項（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金</p> <p>三〇十 (省略)</p>	<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百三十八条第一項（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金</p> <p>三〇十 同 上</p>



2  
6  
(省略)  
つては、同令第六条に掲げる物品) とする。

2  
6  
同上  
つては、関税暫定措置法施行令第五条に掲げる物品) とする。



日まで	年三月三一	ら平成三〇	四月一日か	平成二九年	
三トン	七四、九七				該物品の全 重量に乗じ て得た数量 とする。)

一〇 ○四〇四・				九一 ○四〇二・	二一 ○四〇二・	二九 ○四〇二・	のうち学校等給食用のもの以外のもの
ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税	飼料の製造に使用するも	無機質を濃縮したホエイ	の以外のもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合	日まで 年三月三一	平成二九年四月一日から平成三〇年四月一日まで	○トン 四五、〇〇	日まで 年三月三一	平成二九年四月一日から平成三〇年四月一日まで	日まで 年三月三一	平成二九年四月一日から平成三〇年四月一日まで
飼料の製造に使用するも	○トン 四五、〇〇	○トン 一四、〇〇	一四、〇〇	トン 一、五〇〇	トン 一、五〇〇	トン 七、二六四	七、二六四
一〇 ○四〇四・	九一 ○四〇二・	二一 ○四〇二・	二九 ○四〇二・	のうち学校等給食用のもの以外のもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税	飼料の製造に使用するも	無機質を濃縮したホエイ	の以外のもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合	日まで 年三月三一	平成二八年四月一日から平成二九年四月一日まで	○トン 四五、〇〇	日まで 年三月三一	平成二八年四月一日から平成二九年四月一日まで	日まで 年三月三一	平成二八年四月一日から平成二九年四月一日まで
飼料の製造に使用するも	○トン 四五、〇〇	○トン 一四、〇〇	一四、〇〇	トン 一、五〇〇	トン 一、五〇〇	トン 七、二六四	七、二六四



一一〇七・	麦芽（いつてあるかない）	とうもろこしのうちその他のもの	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコーンスタークの製造に使用するもの	とうもろこしのうちコーンスタークの製造に使用するもの	平成二九年	日まで	年三月三一	ら平成三〇	四月一日か	平成二九年	日まで	年三月三一	ら平成三〇	四月一日か	平成二九年	日まで	年三月三一	ら平成三〇	四月一日か	平成二九年	日まで	年三月三一	ら平成三〇	四月一日か	平成二九年
二八一、四			〇〇トン	一一三、五	〇〇トン	一一〇、一	〇〇トン	三三七、〇	ン	四、一九一	、九〇〇ト																	

一一〇七・	麦芽（いつてあるかない）	とうもろこしのうちその他のもの	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコーンスタークの製造に使用するもの	とうもろこしのうちコーンスタークの製造に使用するもの	平成二八年	日まで	年三月三一	ら平成二九	四月一日か	平成二八年	日まで	年三月三一	ら平成二九	四月一日か	平成二八年	日まで	年三月三一	ら平成二九	四月一日か	平成二八年	日まで	年三月三一	ら平成二九	四月一日か	平成二八年
二五七、〇			〇〇トン	一二五、五	〇〇トン	一〇九、五	〇〇トン	三〇八、〇	ン	四、一九二	、五〇〇ト																	



かないかを問わない。)

一八〇六・ 二〇	九九	一二一二・	四二
料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は	こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかを問わない。）	こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかを問わない。）	かないかを問わない。)
日まで 年三月三一 ら平成三〇	年三月三一 ら平成三〇	年三月三一 ら平成二九年	年三月三一 ら平成二九年
〇トン 一八、〇〇	一トントンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	二六七トン （荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トントンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	一トンは、殻を除いたものの〇・七五トンに換算するものとする。）

かないかを問わない。)

一八〇六・ 二〇	九九	一二一二・	四二
料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は	こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかを問わない。）	こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかを問わない。）	かないかを問わない。)
日まで 年三月三一 ら平成二九	年三月三一 ら平成二九	年三月三一 ら平成二八年	年三月三一 ら平成二八年
〇トン 二〇、五〇	一トントンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	二六七トン （荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トントンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	一トンは、殻を除いたものの〇・七五トンに換算するものとする。）

のもの	調製食用脂のうちその他 るもの	二一〇六・ 九〇	二一〇八・ 二〇	二一〇〇八・ 一〇	トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの	トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの	トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの	
ら平成三〇	四月一日か ら平成二九年	平成二九年 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇	平成二九年 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇	平成二九年 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇	平成二九年 年三月三一 日まで
トン	七、四二七	〇トン	一一、五五	〇トン	三九、九〇	〇トン	三七、八〇	〇トン

のもの	調製食用脂のうちその他 るもの	二一〇六・ 九〇	二一〇八・ 二〇	二一〇〇八・ 一〇	トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの	トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの	トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの	
ら平成二九	四月一日か ら平成二八年	平成二八年 年三月三一 日まで	平成二八年 四月一日か ら平成二九	平成二八年 年三月三一 日まで	平成二八年 四月一日か ら平成二九	平成二八年 年三月三一 日まで	平成二八年 四月一日か ら平成二九	平成二八年 年三月三一 日まで
トン	七、四二七	〇トン	一一、五五	〇トン	四〇、一〇	〇トン	三七、七〇	〇トン

四一〇一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥石灰漬け、酸漬けその他）の保存に適する処理をしたるもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
二〇	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇一・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
五〇	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇一・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
九〇	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇四・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇四・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
一九	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇四・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇四・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四九	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇四・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇七・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
一二	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇七・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
一九	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇七・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
九一	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇七・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
九二	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇七・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
九九	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
四一〇七・	一チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、

年三月三一	日まで	平成二九年	四月一日か	ら平成三〇	年三月三一	日まで
二一四、〇〇平方メートル	一	〇〇	平方メ	ト	ル	ト

四一〇一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥したるもので、なめし、パーセメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、
二〇	、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたるもので、なめし、パーセメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか
四一〇一・	、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたるもので、なめし、パーセメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか
九〇	、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたるもので、なめし、パーセメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか
九九	、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたるもので、なめし、パーセメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか

年三月三一	日まで	平成二八年	四月一日か	ら平成二九	年三月三一	日まで
二二四、〇	二二四、〇	〇〇平方メ	一トル	一	一	一

二三 四一〇六 ・	四一〇五 ・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたもの及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	牛又は馬類の動物の革 のうち、染着色したもの の以外のもの	牛又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストに した後これらを超える加 工をしたもの(パーチメ ント仕上げをしたもの 除く。)で、毛が付いて いないものに限るものと し、スプリットしてある かないかを問わず、関税 率表第四一・一四項の革 を除く。以下この項にお いて同じ。)のうち、染 着色し又は模様付けした もの以外のもの
-----------------	-----------	--	-------------------------------------	---

年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	
年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	

二三 三〇 四一〇六 ・	四一〇五 ・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたもの及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	牛又は馬類の動物の革 のうち、染着色したもの の以外のもの	牛又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストに した後これらを超える加 工をしたもの(パーチメ ント仕上げをしたもの 除く。)で、毛が付いて いないものに限るものと し、スプリットしてある かないかを問わず、関税 率表第四一・一四項の革 を除く。以下この項にお いて同じ。)のうち、染 着色し又は模様付けした もの以外のもの
-----------------------	-----------	--	-------------------------------------	---

年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	
年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	年三月三 一	

二三 三〇 四一〇六 ・	四一〇五 ・	羊及びやぎのなめした皮 (なめしたもの及びクラ ストにしたもので、これ らを超える加工をしてお	牛又は馬類の動物の革 のうち、染着色したもの の以外のもの	牛又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストに した後これらを超える加 工をしたもの(パーチメ ント仕上げをしたもの 除く。)で、毛が付いて いないものに限るものと し、スプリットしてある かないかを問わず、関税 率表第四一・一四項の革 を除く。以下この項にお いて同じ。)のうち、染 着色し又は模様付けした もの以外のもの
-----------------------	-----------	--	-------------------------------------	---



九〇	六四〇五	一〇	六四〇五	二〇	六四〇四	一九	六四〇四	九一	六四〇三	五一	六四〇三	四〇
九〇	六四〇五	一〇	六四〇五	二〇	六四〇四	一九	六四〇四	九一	六四〇三	五一	六四〇三	四〇

のものに限る。)のうち  
甲が革製のもの及び甲に  
毛皮を使用したもの並び  
にこれら以外のもので本  
底が革製のもの(スパー  
ツ用のもの、体操用、競  
技用その他これらに類す  
る用途に供するもの及び  
スリッパを除くものとし  
、甲が革製のもの以外の  
ものにあつては、甲の一  
部に革を使用したものに  
限る。)

年三月三一  
日まで

九〇	六四〇五	一〇	六四〇五	二〇	六四〇四	一九	六四〇四	九一	六四〇三	五一	六四〇三	四〇
九〇	六四〇五	一〇	六四〇五	二〇	六四〇四	一九	六四〇四	九一	六四〇三	五一	六四〇三	四〇

のものに限る。)のうち  
甲が革製のもの及び甲に  
毛皮を使用したもの並び  
にこれら以外のもので本  
底が革製のもの(スパー  
ツ用のもの、体操用、競  
技用その他これらに類す  
る用途に供するもの及び  
スリッパを除くものとし  
、甲が革製のもの以外の  
ものにあつては、甲の一  
部に革を使用したものに  
限る。)

年三月三一  
日まで

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（政令で定める用途）	
		第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。	
（省略）	（省略）	脱脂粉乳	（省略）
（省略）	（省略）	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは児童、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第二項に規定する配合飼料の製造
同上	同上	脱脂粉乳	同上
同上	同上	同上	（政令で定める用途）
同上	同上	同上	第八条 同上

	改 正 案	現 行
	（輸出入等関連業務の範囲）	（輸出入等関連業務の範囲）
第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。	第一条 同 上	第一条 同 上
一（省略） 二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務 イ～ヘ（省略）	一 同 上 二 同 上 イ～ヘ 同 上	一 同 上 二 同 上 イ～ヘ 同 上
ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一〇、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七二号の二、第七三号、第七四号、第七五号、第七六号、第七七号の四、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答	ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七二号の二、第七三号、第七四号、第七五号、第七六号、第七七号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答	ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七二号の二、第七三号、第七四号、第七五号、第七六号、第七七号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答
三（八）（省略） 2～7 同上	三（八）同上 2～7 同上	三（八）同上 2～7 同上
別表（第一条、第三条、第四条関係）	別表（第一条、第三条、第四条関係）	別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手 (省略)	続
一の二	一の三	一の二
請書の提出	関税法第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第七条の九第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これららの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出	関税法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第七条の九第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これららの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出
二 三 ~ 二 (省略)	一の四 一の五	一の四 一の五

関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項から第八

番号	同上	手 続
四 三 ~ 二 同上	同上	同上
関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項、第八	関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項、第八	関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項、第八

一 三	二 二	一 一	～ 九	八	七 の 二	六 五	四 の 二
関税法第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届の提出、同条第四項の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第六項の規定による報告	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

一 三	二 二	一 一	～ 九	八	七 の 二	六 五	同 上
関税法第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届の提出、同条第四項の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第六項の規定による報告	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

項若しくは第十項の規定による報告、同条第十一項の規定による書面の提出、同条第十二項の規定による入港届の提出又は同条第十四項の規定による報告

三〇	五 二 九 の	四 二 九 の	三 二 九 の	二 二 九 の	二九 ～ 一八	一七 一六 ～	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
							定による届出	関税法第二十五条 (船舶又は航空機の資格の変更)の規				

三一	同上	三四	関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十八条の二の規定による許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告書の提出
三二	同上	三三	同上
三五	同上	三一	同上

四一	二四〇の四〇～三七	三六
同上	同上 関税法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する貨物確認書の提出	同上

二 四 三 の	二 四 二 の	二 四 二 の	二 四 二 の	二 四 二 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の
関税法第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）の規定によ る書面の提出	関税法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出	（省略）			関税法第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける 必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	関税法第六十七条の十二（許可の承継についての規定の 準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は 第四項の規定による承認の申請	関税法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けてい る必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	関税法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の 準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は 第四項の規定による承認の申請	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提 出書類）の規定による書類の提出	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提 出書類）の規定による書類（関税法施行令第六十一条第 一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するた めの書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証 明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原 産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）（ 同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証 明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」という。 ）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を 除く。）の提出	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提 出書類）の規定による書類（関税法施行令第六十一条第 一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するた めの書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証 明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原 産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）（ 同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証 明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」という。 ）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を 除く。）の提出	（省略）

二 四 三 の	二 四 二 の	二 四 二 の	二 四 二 の	二 四 二 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の	二 四 一 の
関税法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申請	（省略）				関税法第六十九条の九（輸出申告の特例の適用を受ける 必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	関税法第六十七条の十二（許可の承継についての規定の 準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は 第四項の規定による承認の申請	関税法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けてい る必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	関税法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の 準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は 第四項の規定による承認の申請	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提 出書類）の規定による書類の提出	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提 出書類）の規定による書類（関税法施行令第六十一条第 一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するた めの書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証 明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原 产地証明書（以下「締約国原产地証明書」という。）（ 同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証 明した書類（以下「認定輸出者原产地証明書」という。 ）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を 除く。）の提出	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提 出書類）の規定による書類（関税法施行令第六十一条第 一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するた めの書類等）に規定する原产地証明書（以下「原产地証 明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原 产地証明書（以下「締約国原产地証明書」という。）（ 同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証 明した書類（以下「認定輸出者原产地証明書」という。 ）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を 除く。）の提出	（省略）

四九 ~ 四七

同

四六 ~ 四四

同



七	五四の	六	五四の	五	五四の	四	五四の	三	五四の	二	五四の	五四の	五	五四の	（省略）
課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	関税法施行令第四十九条第三項（保税工場外における保税作業の許可の手続）の規定による申請（輸徴法施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	関税法施行令第四十四条の二第二項（技術的読替え等）において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付	関税法施行令第四十三条（承認取得者の承認の更新の手続）の規定による申請書の提出	関税法施行令第四十四条の二第二項（技術的読替え等）において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付	関税法施行令第三十九条の二第一項若しくは第二項（保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続）の規定による申請書の提出又は同令第三項の規定による書類の添付	出、同令第三十六条の三第四項の規定による同号口に規定する運送要件証明書（以下「運送要件証明書」という。）の提出、同条第五項の規定による同号ハに規定する締約国品目証明書（以下「締約国品目証明書」という。）の提出又は同条第七項の規定による証明									

二	五四の	同上	五四	同上
---	-----	----	----	----

五五の	三	五五の	二	五五の	
関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産品申告書等の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第五項の規定による締約国品目証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第七項の規定による証明、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付	関税法施行令第五十条の三第一項（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付	関税法施行令第五十条の四第二項（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出	関税法施行令第五十条の五（承認取得者の承認の更新の		

関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第二項の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第三項の規定による締約国原産地証明書（認定輸出者原産地証明書に限る。）若しくは締約国原産品申告書等の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条第三第七項の規定による証明又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出
---

二 五 六 の	五 六	八	五 五 の	七	五 五 の	六	五 五 の	五	五 五 の	四
関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類（原産地証明書） 規定による書類の添付	関税法施行令第五十一条の九第一項（総合保税地域の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付	関税法施行令第五十一条の八（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付	関税法施行令第五十一条の八（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

二 五 六 の	五 六	三	五 五 の	二	五 五 の
関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類（原産地証明書） 規定による書類の添付	関税法施行令第五十一条の八（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十五条第二項の規定による届出	同上	同上	同上	同上

二 五七の 同上	<p>五七</p> <p>地証明書（認定輸出者原産地証明書に限る。）若しくは締約国原産品申告書等の提出、同条第四項の規定による運送要件証明書の提出又は同条第七項の規定による証明関税法施行令第五十一条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十一条の十五において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請（輸徴法施行令第八条第二項において準用する同条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税法施行令第五十一条の十五において準用する同令第五十一条の六第二項において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請</p>
----------------	---

五 七 の	二 七 の	五 七 の	一 一	五 七 の	一 〇	九 一	八 〇	五 七 の	七 一	五 七 の	六 一	五 七 の	五 七 の
関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の添付又は同条第六項の規定による届出	関税法施行令第六十二条の二第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同条第二項の規定による意見の陳述	関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	関税法施行令第六十二条の十（輸出してはならない貨物に係る意見を聽くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付	関税法施行令第六十二条の十六第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第二項の規定による意見の陳述又は同条第四項第五号の規定による書面の提出	関税法施行令第六十二条の十八（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	関税法施行令第六十二条の二十四第一項（見本の検査をすることとの承認の申請手続等）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聽くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付	関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の	五 七 の	五 七 の	五 七 の	五 七 の	五 七 の
関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の添付又は同条第六項の規定による届出	関税法施行令第六十二条の二第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同条第二項の規定による意見の陳述	関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	関税法施行令第六十二条の十（輸出してはならない貨物に係る意見を聽くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付	関税法施行令第六十二条の十六第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第二項の規定による意見の陳述又は同条第四項第五号の規定による書面の提出	関税法施行令第六十二条の十八（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	関税法施行令第六十二条の二十四第一項（見本の検査をすることとの承認の申請手続等）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聽くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付	関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の	五 七 の	五 七 の	五 七 の	五 七 の	五 七 の
五 七 の	五 七 の	五 七 の	一 一	五 七 の	一 〇	九 一	八 〇	五 七 の	七 一	五 七 の	六 一	五 七 の	五 七 の

四  
五  
七  
の

同

上

三  
五  
七  
の

同

上

六四の	三	六四の	二	六四の	三	六一の	六一の	六一の	二	六一の	二	五九の	五九の	五八	五九	五八	一三	
関税定率法施行令第六条の三第一項（製造工場の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付	（省略）	申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出																
関税定率法第十三条第四項（製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の申請、同条第五項の規定による届出又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書の規定による承認の申請	（省略）	関税定率法第十三条第四項（製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の申請、同条第五項の規定による届出又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書の規定による承認の申請																
関税定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第五項の規定による届出、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十九条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請	（省略）	関税定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）において準用する同法第十三条第四項の規定による承認の申請、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第五項の規定による届出、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十九条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請																
関税定率法施行令第七条第一項（製造用原料品の減税又定による図面の添付	（省略）	（省略）																

六四の	二	六四の	三	六一の	六一の	六一の	二	六一の	二	六一の	二	五九の	五九の	五八	五九	五八	同上
同上	同上	同上	（省略）														
関税定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）において準用する同法第十三条第五項の規定による届出、同法第十九条第二項において準用する同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十九条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請	（省略）																
関税定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）の規定による届出、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書の規定による承認の申請	（省略）																
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

二 三 六 五 の	一 五 の	六 五 の	一 四 六 五 の	一 三 六 五 の	六 五 の	八 六 四 の	七 六 四 の	六 五 の	五 六 四 の	四 六 四 の	四 六 四 の	四 六 四 の
(省 略)						(省 略)						

関税定率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出  
関税定率法施行令第十一条の二（製造用原料品の譲渡の場合の届出）の規定による届出書の提出  
関税定率法施行令第十六条第一項（再輸入免税貨物の輸入の手続）の規定による許可書若しくは証明書の提示又は同条第二項の規定による書類の提出  
関税定率法施行令第十六条の四（米の免税の手続）の規定による書類の提出

関税定率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出又は同令第十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出

届出書の提出

二 三 六 五 の	一 五 の	六 五 の	一 四 六 五 の	一 三 六 五 の	六 五 の	六 四 の	五 六 四 の	四 六 四 の	三 六 四 の
同 上						同 上	同 上	同 上	同 上

関税定率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出又は同令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出

六六

関税率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の四（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）の規定による輸徴法第十六条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）の規定の適用を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

（省略）

関税率法施行令第六十条第二項（使用状況の報告等）の規定による報告書の提出

関税率法施行令第六十九条（小売用の容器入りのものに対することの証明の手続）の規定による書面の提出

（省略）

二七二の	三七一の	二七一の	二七一の	三七〇の	二七〇の	二七〇の	二六六の
（省略）	承認の申請	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

六六

関税率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十六条の四（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）の規定による輸徴法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

（省略）

関税率法施行令第六十条第二項（使用状況の報告等）の規定による報告書の提出

関税率法施行令第六十九条（小売用の容器入りのものに対することの証明の手続）の規定による書面の提出

（省略）

二七二の	三七一の	二七一の	二七一の	三七〇の	二七〇の	二七〇の	二六六の
同上	（省略）						

七 七 三 の	六 七 三 の	五 七 三 の	四 七 三 の	七 七 三 の	三 七 三 の	二 七 三 の	一 七 三 の	五 七 三 の	四 七 三 の	三 七 三 の	二 七 三 の	一 七 三 の
関税暫定措置法施行令第三十三条第一項（承認申請手続等）の規定による申請書の提出	関税暫定措置法施行令第三十三条の十（製造用原料品の譲渡の場合の届出）の規定による届出書の提出	関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出	関税暫定措置法施行令第三十三条の五第一項（製造用原	関税暫定措置法施行令第三十三条第一項（軽減税率等の適用についての手続等）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による証明書の添付又は同条第六項、第八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出	関税暫定措置法施行令第三十三条第一項（軽減税率等の適用についての手続等）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による証明書の添付又は同条第六項、第八項、第十三項、第十五項若しくは第十七項の規定による報告書の提出	同上						

四 七 三 の	三 七 三 の	二 七 三 の	一 七 三 の
同上	同上	同上	同上

七四	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）第三条第一項（通関手続等）の規定による関税割当證明書の提出又は同項ただし書の規定による関税割当證明書の提出の猶予の申請
七五	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第三条第一項（通関手続等）の規定による関税割当證明書の提出又は同項ただし書の規定による関税割当證明書の提出の猶予の申請
七六	（省略）
七一	（省略）
九〇一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第三条第四項（関税の免除手続）の規定による證明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付
九九	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実
九〇〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第三条第四項（関税の免除手続）の規定による證明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付
九九	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実

七四	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）第三条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当證明書の提出の猶予の申請
七五	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第三条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当證明書の提出の猶予の申請
七六	（省略）
七一	（省略）
九〇一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第三条第四項（関税の免除手続）の規定による證明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付
九九	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実
九〇〇	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条（関税法等の特例）において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）及び同法第十七条第一項に規定する出港届の提出（船舶に係るものに限る。）又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（船舶に係るものに限る。）  
外国為替及び外国貿易法第十九条第三項（支払手段等の輸出入）の規定による届出

一〇一

同上

	改 正 案	現 行
第三条 法第七条第五項、第十八項及び第二十三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。	（本邦の産業に利害関係を有する者）	（本邦の産業に利害関係を有する者）
一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、次条及び第七条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。次条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの	一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、次条及び第七条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。次条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの	（本邦の産業に利害関係を有する者）

2 前条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

2 前条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者は、前項第一号に掲げる本邦の生産者には含まないものとし、同条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号に掲げる構成員には含まないものとする。

	改 正 案	現 行
	（本邦の産業に利害関係を有する者）	（本邦の産業に利害関係を有する者）
第五条 法第八条第四項、第二十一項及び第二十六項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。	第五条 同 上	第五条 同 上
<p>一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの</p> <p>二 （省 略）</p>	<p>一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの</p> <p>二 同 上</p>	<p>一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの</p> <p>二 同 上</p>

2 前条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第二項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者は、前項第二号に掲げる構成員には含まないものとする。

前項第二号の従事する者には含まないものとする。

○ 関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）

（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（租税特別措置法施行令の一部改正）</p> <p>第七条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（省略）</p> <p>第四十八条の九第六項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第四十八条の十一第四項第五号中「に係る税関、当該引取り」を削り、「年月日及び」を「税関及びその年月日並びに」に改める。</p> <p>（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第四〇号中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第二項又は第三項第二号」に、「第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の手続の特例」を「第五十九条の六第一項第二号（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請」に改め、同表第四〇号の二中「承認の申請」同条第四項の規定による同項に規定する」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同表第六四号の七中「提示」を「提出」に改める。</p>	<p>（租税特別措置法施行令の一部改正）</p> <p>第七条 同 上</p> <p>（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第九条 同 上</p> <p>別表第四〇号中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第二項又は第三項第二号」に、「第五十九条の四第一項第四号（輸入申告の手続の特例」を「第五十九条の六第一項第二号（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請」に改め、同表第四〇号の二中「承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する」を削り、同表第六四号の五中「提示」を「提出」に改める。</p>

	改 正 案	現 行
（関税法施行令の一部改正）	（関税法施行令の一部改正）	（関税法施行令の一部改正）
第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。	第一条 同 上	第一条 同 上
（省 略）	（省 略）	（省 略）
第四条の三中「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法」を削り、「とする」を「並びに同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする」に改める。	第四条の三中「を適用しない貨物」及び「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする」に改める。	第四条の三中「を適用しない貨物」及び「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする」に改める。
（関税暫定措置法施行令の一部改正）	（関税暫定措置法施行令の一部改正）	（関税暫定措置法施行令の一部改正）
第五条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。	第五条 同 上	第五条 同 上
（省 略）	（省 略）	（省 略）
第十四条第一項中「提示とする」の下に「別表第一において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に、「及び第四項」を「、次項及び第五項」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同条第四項中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を	第十四条第一項中「提示とする」の下に「別表第一において同じ」を加え、「、第十八条及び第十九条」を「及び第十八条」に、「同表第一三項」を「法の別表第一の六第一三項」に、「この項において」を「この項及び次項において」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同	第十四条第一項中「提示とする」の下に「別表第一において同じ」を加え、「、第十八条及び第十九条」を「及び第十八条」に、「同表第一三項」を「法の別表第一の六第一三項」に、「この項において」を「この項及び次項において」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同

「オーストラリア協定」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 (省略)

第十八条及び第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「同表の」を「法の別表第一の六の」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2・3 (省略)

第十九条を第十八条とする。

(省略)

第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の六条を加える。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（第十九条の四第二項、第十九条の十第三項及び同表の三十八の項において「環太平洋協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十四の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（同法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第

2 同上

同上

2・3 同上

同上

第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の六条を加える。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（第十九条の四第二項、第十九条の十第三項及び同表の三十八の項において「環太平洋協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十四の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（同法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第

条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 同上

同上

2・3 同上

同上

第十九条第一項中「同表第一三項」を「法の別表第一の六第一三項」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の〔〕及び第〇二〇六・四九号の二の〔〕に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十八の項において同じ。) 以上のものに限る。

### 第十九条の三(第十九条の七 (省略)

第二十条第一項第一号中「関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」を「関税率表」に改める。

第二十一条ただし書中「（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）」を削る。

第二十五条第一項及び第二項第一号から第五号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第六号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

(省略)

第三十三条第一項第三号中「同条第二項第一号及び第二号」を「同条第二項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改め、同条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号」に、「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改め、同条

### 第十九条の三(第十九条の七 同上

第二十五条第一項及び第二項第一号から第六号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第八号中「第十九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十五条第一項及び第二項第一号から第六号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第八号中「第十九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

同上

第三十三条第一項第三号中「同条第二項第一号及び第二号」を「同条第二項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項第三号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改め、同条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号」に、「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改め、同条

〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の〔〕及び第〇二〇六・四九号の二の〔〕に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十八の項において同じ。) 以上のものに限る。

第四項中「第二号、第四号若しくは第五号」を「第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号」に改め、同条第七項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同条第十一項第一号中「第九項の」を「同項の」に改め、同条第十二項中「前条第一項第九号」の下に「又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号」を加え、同条第十四項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改める。

(省略)

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

(省略)

別表第四二号中「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とイスラエルとの間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告（以下「原産地申告」）を「同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」）に改め、同表第五三号の三、第五五号及び第五六号の二中「原産地申告」を「認定輸出者原産地証明書」に、「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同表第七一号の三を同表第七一号の五とし、同表第七一号の二中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改め、同号を同

第四項中「第二号、第四号若しくは第五号」を「第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号」に改め、同条第七項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同条第十一項第一号中「第九項の」を「同項の」に改め、同条第十二項中「前条第一項第九号」の下に「又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号」を加え、同条第十六項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改める。

同上

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 同上

同上

表第七一号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

—七一の四—（省略）

（省略）

別表中第七三号の七を第七三号の八とし、第七三号の二から第七三号の六までを一号ずつ繰り下げ、第七三号の次に次の一号を加える。

—七三の二—（省略）

別表第七五号中「第二条第一項ただし書」を「第三条第一項ただし書」に改める。

同上

別表中第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし、第七三号の次に次の一号を加える。

同上